

# 意見聴取等の進め方

平成23年9月13日

国土交通省 関東地方整備局

## ■ 意見聴取等の進め方

### 1. パブリックコメントの実施について（案）

#### (1) 意見募集対象

八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び同幹事会における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に示されている検討結果の報告書（素案）（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、パブリックコメントを行う予定。

### 2. 意見聴取の実施について（案）

#### (1) 意見募集対象

報告書（素案）を作成し、関係者の意見を聴く予定。

#### (2) 意見を聴く者と意見聴取方法

##### ① 学識経験を有する者

各専門分野の学識経験者等から構成される「利根川・江戸川有識者会議」の各委員の意見を聴く予定。

##### ② 関係住民

意見を有する関係住民を募集し意見を聴く予定。

##### ③ 関係地方公共団体の長

河川法第16条の2等に準じて、八ッ場ダム建設事業に関係する都県知事の意見を聴く予定。

（茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事）

##### ④ 関係利水者

八ッ場ダム建設事業に関係する利水参画者の意見を聴く予定。

##### ・水道に係るダム使用権設定予定者

（茨城県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、藤岡市長、北千葉広域水道企業団企業長、印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者）

##### ・工業用水道に係るダム使用権設定予定者

（群馬県知事、千葉県知事）

##### ・発電に係るダム使用権設定予定者

（群馬県知事）